

合併処理浄化槽の整備促進

1 平成14年度新規事業（特定地域生活排水処理事業（参考1））の推進

- ①合併処理浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業（参考2）
合併処理浄化槽と農業集落排水施設との連携整備を行い、コスト縮減を図り効率的な整備を行う事業の実施に際しての調査費の創設。
- ②自然公園内における特定地域生活排水処理事業の拡充
自然公園地域の環境保全を積極的に実施するため、特定地域生活排水処理事業の対象地域に、自然公園地域を追加し、合併処理浄化槽の面的整備を推進。
- ③民間の活用
民間の資金、経営能力を活用し、効率的かつ効果的に合併処理浄化槽の整備が行えるよう、PFI手法を活用した特定地域生活排水処理事業を補助の対象とし、合併処理浄化槽の整備を促進する。

（注）関係都県（全体）における合併処理浄化槽の整備状況

埼玉県	9.2%	（平成12年度）
千葉県	13.0%	
東京都	0.5%	
神奈川県	2.2%	

2 高度な処理機能を有する浄化槽の整備促進

窒素又は燐の排水基準に係る海域の流入地域であり、かつ水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域については、窒素又は燐の除去性能を有する合併処理浄化槽の整備に対し、補助を上乗せし整備を促進している。

<参考1> **特定地域生活排水処理事業について**

1. 施策の概要

生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって合併処理浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う事業。

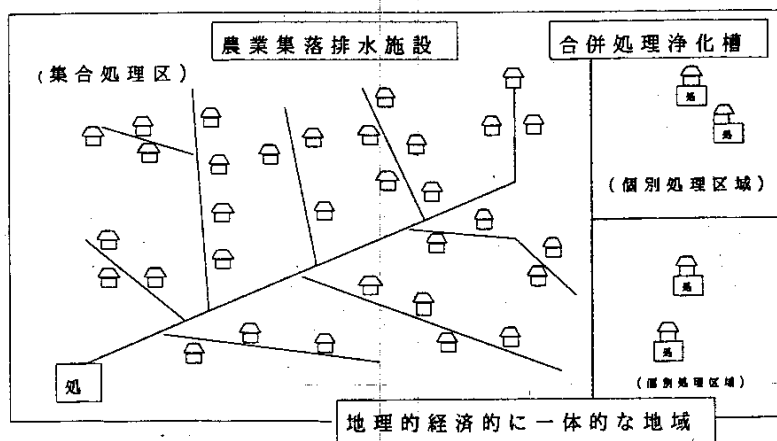
対象地域：生活排水対策重点地域、自然公園地域（H14～）

農業振興地域内であって、農業集落排水施設の処理区域周辺区域 等

2. 財政措置の概要

従来の合併処理浄化槽設置整備事業	設置者負担 <6割>		←補助対象額<4割>→	
			自治体補助 2/3	国補助 1/3
特定地域生活排水処理事業	設置者 1/10	下水道事業債 17/30	国補助 1/3	
	← 合併処理浄化槽の設置費用（補助対象額） →			

<参考2> **合併処理浄化槽と農業集落排水施設との連携**



集合処理（農業集落排水施設）と個別処理（合併処理浄化槽）を一体的・効率的に整備。